

津島市 道路附屬物個別施設計画

令和 4 年 2 月（当初）

令和 5 年 3 月（第一回変更）

令和 6 年 2 月（第二回変更）

津 島 市

目 次

1. 背景と目的

2. 対象施設

3. 道路附属物の概要

4. 附属物の維持管理の基本的な考え方

 4.1 附属物管理の基本方針

 4.2 管理施設の分類

 4.3 点検方法・点検頻度

5. 計画期間

6. 対策の優先順位（補修計画の方針）

7. 対策費用

8. 附属物の状態、対策内容、実施時期

 8.1 点検結果

 8.2 対策内容と実施時期

9. 記録

1. 背景と目的

津島市では現在、1147 基の道路照明施設を管理しているが、その多くは建設から長い年月が経ったものが多く、老朽化が進行している。このように経年変化による附属物の劣化が確認されていることから、今後は事故が起こる前に老朽化の程度を把握し対策を講じる「予防保全」型の維持・補修を実施することが求められている。

2. 対象施設

本計画を適用する道路附属物は、道路法第2条第2項に基づく道路附属物のうち、道路照明施設を対象とする。

3. 附属物（道路照明施設）の概要

管理施設（道路照明施設）

管理延長と道路照明施設

道路区分	管理延長	照明
津島市道	477 k m	1147 基
計	477 k m	1147 基

4. 附属物の維持管理の基本的な考え方

4.1 附属物管理の基本方針

定期点検により、健全度の把握を行い、従来の対処的な修繕から、予防保全的な修繕へ移行することにより、ライフサイクルコストの縮減を図る。

4.2 管理施設の分類

- ・附属物に生じる事象の区分に応じて分類

代表的な附属物の種類		区分	事象
照明	Y型、直線型、逆L型、共架型	主に片持ち式の附属物（以下「片持ち式」）	落下、転倒事象の恐れがある附属物

4.3 点検方法・点検頻度

- ・照明

区分	点検方法	点検頻度（案）
片持ち式	巡視の機会を通じた状況把握	
	詳細点検	10年に1度

5. 計画期間

- ・当該個別施設計画の計画期間は10年（令和4年度から令和13年度）とする。

6. 対策の優先順位（補修計画の方針）

- ・津島市では道路照明施設において、概ね10年に1回を目安に点検を実施し、道路照明施設の損傷を把握する。点検では、I～IVの4段階で道路照明施設の健全性の診断を行う。第三者等への被害の深刻度、損傷状況、路線の重要性、交通量等を考慮し、平成30年度の概略点検及び令和3年度の点検において、「緊急修理必要」、「損傷が大きい」と判定された附属物を優先的に修繕する。

7. 対策費用

- ・今後50年のライフサイクルコストは、事後保全型で予測した施設寿命時の更新で行う場合、現在は年間約1,500千円かかっているので約75,000千円必要となるが、予防保全型で維持管理を行うと、約62,210千円必要となる。結果、予防保全型の修繕は約17%のコストカットが期待できる。

8. 附属物の状態、対策内容、実施時期

8.1 点検結果

- ・令和3年度に点検した道路照明施設の点検結果は以下のとおり

点検区分	要対策
異常なし（区分Ⅰ）	905基
損傷あり（区分Ⅱ）	97基
損傷が大きい（区分Ⅲ）	107基
緊急修理必要（区分Ⅳ）	36基

8.2 対策内容と実施時期

- ・別紙のとおり

9. 記録

- ・点検及び撤去・更新、交換、廃止等を行った際には、その内容と実施時期等の履歴を確実に記録し、これを保管する。